

入札説明書

令和3年度唐津港港湾保安対策警備業務委託の入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記事項を熟読のうえ入札してください。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記8によることとします。ただし、入札後に仕様等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 公告日

令和3年(2021年)3月8日

2 競争入札に付する事項

(1) 委託名称

令和3年度唐津港港湾保安対策警備業務委託

(2) 委託期間

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで

(3) 委託場所

佐賀県唐津市中瀬通 10-31	唐津港妙見ふ頭
佐賀県唐津市東大島町 2	唐津港東港岸壁

3 仕様書

別紙1のとおり

4 警備時間数等

別紙2のとおり

5 入札参加資格

公告の2に記載のとおり

6 当該委託に関する事務を担当する課の名称

佐賀県唐津土木事務所 港湾課 みなと利用担当

郵便番号 847-0861

住 所 佐賀県唐津市二夕子3丁目1番5号

電話番号 0955-72-2148 (直通)

7 契約書作成の要否

1時間当たりの契約単価による契約書の作成を要します。

8 仕様等に対する質疑応答

- (1) 仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、**令和3年(2021年)3月9日(火)から同月15日(月)まで**(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

- の午前9時から午後5時までの間に6の担当課まで持参すること。
- (2) 質問に対する回答は、令和3年(2021年)3月16日(火)から同月22日(月)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、6の担当において閲覧に供するほか、質問者に対しては郵送します。
 - (3) 電話、電子メール、ファクシミリ等による質問は受け付けません。

9 入札参加届及び提出資料

入札に参加しようとする者は、入札参加届と営業概要書を令和3年(2021年)3月15日(月)午後5時までに6の担当課に持参又は郵送(同日午後5時までに担当課へ必着)してください。

10 入札の日時、場所等

(1) 入札日時

令和3年(2021年)3月23日(火) 午前10時00分

(2) 入札場所

佐賀県唐津土木事務所1階 大会議室

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書を持参してください。

電話、電子メール、ファクシミリ等による入札は認めません。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は当該訂正部分について押印してください。ただし、金額の訂正はできません。

オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができません。

カ 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止します。

11 落札者がいない場合の措置

開札をして落札者がいない場合は、再度の入札を行います。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除します。

1.3 入札の無効

公告の5(4)に記載のほか、次に掲げる入札は、無効入札とします。

なお、無効入札をした者は、11 日という再度の入札には参加できません。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において、指名停止期間中である者等入札参加条件に違反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

1.4 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

ウ この公告に掲げる入札は、令和3年2月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しなかった場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。

1.5 落札者の決定方法

- (1) すべての単価が予定価格以下であり、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、予定総額（単価×年間予定警備時間）が最低の者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札資格要件を満たしていることを確認した場合に落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

1.6 支払条件

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出して業務完了の確認を受けた後、受託者の様式の請求書により、委託料の支払いについては落札価格（時間単価）に基づき県に請求を行うものとします。
- (2) 県は、受託者から適正な請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとします。

1.7 その他

入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その他、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはなりません。